| | | |
|---|---|---|
| フォークリフトの検査の方法に関する知識 | 分解及び組立ての方法　検査の手順　検査機器の使用方法　各部分の異常の有無の判定方法 | 四時間 |
| 関係法令 | 法、令及び安衛則中の関係条項　フォークリフト構造規格（昭和四十七年労働省告示第八十九号） | 二時間 |

二　実技研修は、フォークリフトの検査の方法（分解及び組立ての方法を含む。）について十五時間以上行うこと。

三　検査実習は、十基以上のフォークリフトを対象として安衛則第百五十一条の二十一第一項各号に掲げる事項について行うこと。

第四条（見出しを含む。）中「フォークリフト」を「フオークリフト」に改める。

第五条を次のように改める。

（車両系建設機械（令別表第七第一号、第二号及び第六号）検査員研修）

**第五条**　登録省令第十九条の二十二第三項において準用する同条第二項第一号の研修は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　学科研修は、次の表の上欄に掲げる科目について同表の中欄に掲げる範囲に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

| 科目 | 範囲 | 時間 |
|---|---|---|
| 車両系建設機械（令別表第七第一号、第二号及び第六号）の検査に必要な一般的事項に関する知識 | 車両系建設機械の種類及び構造（令別表第七第一号、第二号及び第六号） | 二時間 |
| | 原動機の種類及び構造 | 二時間 |
| | 動力伝達装置　走行装置　操縦装置 | 四時間 |
| | 作業装置　油圧装置 | 四時間 |
| | ブレーキ　電気系統　安全装置 | 二時間 |
| 車両系建設機械（令別表第七第一号、第二号及び第六号）の検査の方法に関する知識 | 分解及び組立ての方法　検査の手順　検査機器の使用方法　各部分の異常の有無の判定方法 | 四時間 |
| 関係法令 | 法、令及び安衛則中の関係条項　車両系建設機械構造規格（昭和四十七年労働省告示第百五十号） | 二時間 |

二　実技研修は、車両系建設機械（令別表第七第一号、第二号及び第六号）の検査の方法（分解及び組立ての方法を含む。）について十五時間以上行うこと。

三　検査実習は、十基以上の車両系建設機械（令別表第七第一号、第二号及び第六号）を対象として安衛則第百六十七条第一項各号に掲げる事項について行うこと。

第六条（見出しを含む。）中「整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用」を「令別表第七第一号、第二号及び第六号」に改める。

第七条を次のように改める。

（車両系建設機械（令別表第七第三号）検査員研修）

**第七条**　第五条の規定は、登録省令第十九条の二十二第四項において準用する同条第二項第一号の研修について準用する。この場合において、第五条中「車両系建設機械（令別表第七第一号、第二号及び第六号）」とあるのは、「車両系建設機械（令別表第七第三号）」と読み替えるものとする。

第八条の見出し中「基礎工事用」を「令別表第七第三号」に、同条中「整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用」を「令別表第七第一号、第二号及び第六号」に、「基礎工事用」を「令別表第七第三号」に改める。

第九条を次のように改める。

（車両系建設機械（令別表第七第四号）検査員研修）

**第九条**　第五条の規定は、登録省令第十九条の二十二第五項において準用する同条第二項第一号の研修について準用する。この場合において、第五条中「車両系建設機械（令別表第七第一号、第二号及び第六号）」とあるのは、「車両系建設機械（令別表第七第四号）」と読み替えるものとする。

第十条の見出し中「締固め用」を「令別表第七第四号」に、同条中「整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用」を「令別表第七第一号、第二号及び第六号」に、「締固め用」を「令別表第七第四号」に改める。

第十一条を次のように改める。

（車両系建設機械（令別表第七第五号）検査員研修）

**第十一条**　第五条の規定は、登録省令第十九条の二十二第六項において準用する同条第二項第一号の研修について準用する。この場合において、第五条中「車両系建設機械（令別表第七第一号、第二号及び第六号）」とあるのは、「車両系建設機械（令別表第七第五号）」と読み替えるものとする。

第十二条（見出しを含む。）中「コンクリート打設用」を「令別表第七第五号」に改める。

第十三条を次のように改める。

（不整地運搬車検査員研修）

**第十三条**　第三条の規定は、登録省令第十九条の二十二第七項において準用する同条第二項第一号の研修について準用する。この場合において、第三条中「フオークリフト」とあるのは「不整地運搬車」と、「フオークリフト構造規格（昭和四十七年労働省告示第八十九号）」とあるのは「不整地運搬車構造規格（平成二年労働省告示第六十九号）」と、「第百五十一条の二十一第一項各号」とあるのは「第百五十一条の五十三第一項各号」と読み替えるものとする。

第十四条中「整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用」を「令別表第七第一号、第二号及び第六号」に改める。

第十五条を次のように改める。

（高所作業車検査員研修）

**第十五条**　第五条の規定は、登録省令第十九条の二十二第八項において準用する同条第二項第一号の研修について準用する。この場合において、第五条中「車両系建設機械（令別表第七第一号、第二号及び第六号）」とあるのは「高所作業車」と、「ブレーキ」とあるのは「制動装置」と、「車両系建設機械構造規格（昭和四十七年労働省告示第百五十号）」とあるのは「高所作業車構造規格（平成二年労働省告示第七十号）」と、「第百六十七条第一項各号」とあるのは「第百九十四条の二十三第一項各号」と読み替えるものとする。

第十六条中「コンクリート打設用」を「令別表第七第五号」に改める。

**○厚生労働省告示第百五号**

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫